

答 申 第 4 0 号
平成28年4月28日

青森県議会議長 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成28年1月13日付け青議第375号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成27年度政務活動費に係る収支報告書等についての開示決定処分に対する異議申立て
についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県議会議長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年10月30日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「青森県政務活動費の交付に関する条例第8条に基づき、議長あてに提出された2015年4月分の収支報告書及び添付書類。ただし、領収書の写し並びに領収書貼付用紙の写しは除く。」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「平成27年4月29日をもって退職した議員の平成27年度政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の写し集計表」を特定し、全部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年11月4日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年12月19日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

処分庁は平成27年度政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の写し集計表のうち、「平成27年4月29日をもって退職した議員」だけのものを特定したが、本件情報公開請求にかかる対象を「平成27年4月29日まで県議会議員であった全議員分」と特定

し直し、異議申立人による平成27年10月30日付開示請求内容について改めて「開示する」との決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書の異議申立ての理由

ア 平成27年4月12日に執行された青森県議会議員選挙と議員の任期平成27年4月12日に執行された青森県議会議員選挙は、同年4月29日に同議員らの任期が満了することからなされたものである。当該選挙で当選した議員については4月30日の午前0時から新たな任期が始まったといえ、それまで青森県議会議員であった者は平成27年4月29日の24時をもって全員が任期を満了し、その時点で議員の資格を失った。

イ 平成27年4月12日執行された県議会議員選挙時に職員であった者全員が4月29日をもって青森県議会議員の資格を一旦は失ったのであるから、同年4月分の政務活動費の交付を受けた議員全員が政活費条例第8条第1項括弧書き、すなわち、「年度の中途に議員でなくなった場合にあつては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内」に平成27年4月に交付された政務活動費の収支報告書等を議長に提出することが義務付けられていたと解すべきであり、本件開示請求に対する実施機関による文書の特定は不当というほかない。

(2) 理由説明書に対する反論

ア 地方自治法第93条第1項は「普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。」と定め、この解釈について松本英昭は、「普通地方公共団体の議員の任期は4年とされているが、これは長の任期に対応するものであろう。「4年」の計算方法は、民法第143条の規定の例による。すなわち、議員の任期の第1日から起算して4年後の同月同日の前日までである。」「議員の任期満了による選挙が任期満了前に行われたときは、任期満了の日の翌日から起算する」（逐条地方自治法 学陽書房）と説示している。この規定は、本件異議申立書「5. 異議申立ての理由」（3）②（ア）に援用した公職選挙法第257条の解釈と同様である。本件の例により換言すると、平成27年4月1日時点で青森県議会議員の職にあった者の任期は同月29日までで満了したということであり、現在県議会議員の職に就いている者の任期は4月30日を第1日として起算されるものと解する。

イ 青森県政務活動費の交付に関する条例では、政務活動費の交付対象を「政務活動費は、各月の初日に議員である者」（第2条第1項）とし、交付を受けた議員の対し「毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内（年度の中途に議員でなくなった場合にあつては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内）」に収支報告書等を議長宛に提出することを義務付けている。

ウ 以上のことからすれば、本件開示請求に対し処分庁が対象文書として特定しなければならないのは、選挙で退任した議員のみならず、4月29日の24時で議員の任期を終えた者全員の収支報告書でなければならないことは自明のことである。

エ なお、処分庁は再任議員らからは本件開示請求があった時点で「平成27年度政務活動費に係る収支報告書等が提出されていなかったことから、仮に異議申立ての趣旨を踏まえ、同収支報告書等をも本件開示請求に係る行政文書として特定し直したとしても、実施機関は、当該文書についてはなお不開示とせざるを得ない」と主張している。しかし、前記のとおり、2015年4月分収支報告書等が、本来は提出されていなければならない、提出していない議員らにおいては議会の会議に出席するなどして、いつでも提出を求めることができる環境にあることからすれば、本件開示請求時点で実施機関が保有していなかったとしても、それら議員に対し提出させることが困難であるという事情が客観的に窺えないことからすれば、提出させ、開示すれば足りるのであるから、開示請求時点で保有していないことをもって不開示の理由にすることにも合理性は皆無というべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求があった平成27年10月30日時点で議長に提出されていた平成27年度政務活動費に係る収支報告書は、同年4月29日をもって退職した議員のもののみであった。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「平成27年4月29日をもって退職した議員の平成27年度政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の写し集計表」を特定し、その上で、当該行政文書に青森県情報公開条例第7条の不開示情報が記録されていないことからその全部を開示することとして本件処分を行ったものである。
- 3 なお、本件開示請求があった平成27年10月30日時点では、再任議員（同年4月12日執行の青森県議会議員選挙時に議員であり、かつ同月30日以降も議員である者をいう。以下同じ。）からは平成27年度政務活動費に係る収支報告書等が提出されていなかったことから、仮に異議申立ての趣旨を踏まえ、同収支報告書等（ただし「領収書等の写し貼付用紙」を除く。）をも本件開示請求に係る行政文書として特定し直したとしても、実施機関は、当該文書についてはなお不開示とせざるを得ないものである。
- 4 再任議員の現任期が同月29日24時で満了していることは異議申立人が主張するとおりである。
- 5 しかし、再任議員の現任期は同月30日0時から開始し、再任議員にあつては、前任期から現任期まで議員としての身分が継続しており、「議員でなくなった」事実が発生していないから、再任議員は、本件条例第8条第1項の規定に基づき、平成27年度の

終了の日の翌日から起算して30日以内に平成27年度の政務活動費に係る収支報告書を議長に提出すれば足りると解される。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関がした行政文書の特定が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書の特定について

(1) 青森県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月青森県条例第45号。以下「政務活動費条例」という。）では、政務活動費は、各月の初日に議員である者に対し（第2条）、月額31万円（第3条）が、毎月10日までに当該月分（第6条）が交付されることとなっている。

(2) また、政務活動費条例第8条第1項には、「議員は、毎年度、当該年度の終了する日の翌日から起算して30日以内（年度中途に議員でなくなった場合にあっては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内）に、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出しなければならない。」と規定している。

(3) 実施機関が、異議申立人から開示請求があった平成27年10月30日時点において、平成27年4月分の政務活動費に係る収支報告書等として保有していたのは、平成27年4月29日をもって議員でなくなった4人分のもののみであることが認められる（再任議員については、前任期中分も含めて、当該年度の終了する日の翌日から起算して30日以内に提出すればよいとの扱いがなされていたため、開示請求時点では提出されていない）。よって、前記4人分の収支報告書等を対象文書として特定したことは、妥当である。

なお、実施機関は、開示決定通知書の特定した行政文書の名称欄に、「平成27年4月29日をもって退職した議員の」と記載したが、実施機関は開示請求時点で保有する対象文書全部を特定したのであるから、このような記載は不要である。このような記載が、かえって誤解と混乱を招く原因となったと考えられる。

3 その他

- (1) 異議申立人は、本件開示請求に対し実施機関が対象文書として特定しなければならないのは、選挙で退任した議員のみならず、4月29日の24時で議員の任期を終えた者全員の収支報告書でなければならない旨主張しているが、前述のとおり、開示請求時点において実施機関が保有していたのは、平成27年4月29日をもって議員でなくなった4人分のもののみであり、これら以外に特定すべき行政文書は保有していなかったと認められる。よって、異議申立人の主張には理由がない。
- (2) また、異議申立人は、「議員に提出させ、開示すれば足りるのであるから、開示請求時点で保有していないことをもって不開示の理由にすることにも合理性は皆無」と主張しているが、情報公開制度においては、開示請求に応ずるために新たに行政文書を作成・取得することまでは求められていないのであるから、異議申立人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が行った行政文書の特定は、妥当であると認められるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 1 月13日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成28年 2 月 1 日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成28年 2 月15日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成28年 3 月10日 (第67回審査会)	・ 審査を行った。
平成28年 4 月22日 (第68回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

（平成28年 4 月28日現在）